# 第3章 重点的・優先的に取り組む施策(戦略的プラン11)

食品を取り巻く状況の変化に即応するためには、現状の把握と課題を明確にする必要がある。現在の東京における食品をめぐる問題を、重要性・緊急性の観点から整理した重点課題を効果的に解決するための施策を「戦略的プラン」と位置付けて、優先的に推進していく。

戦略的プランは、今後5か年で取り組む三つの中期的な目標ごとに、第2章の基本的プランの中から11のプランを掲げ、具体的な計画を明確にして施策の着実な推進を図っていく。

加えて、都が戦略的プランを効果的に実施するために、事業者の取組や都民の協力の在り方を明示して、関係者の協力を得ながら施策を推進していく。

# 【 中期的な目標 】

- 1 食品の安全確保を促進する
- 2 健康への悪影響の芽をキャッチして安全を先取りする
- 3 安全をみんなで考え安心をはぐくむ

# 第1節 食品の安全確保を促進する

# 重点課題 1 事業者の自主的な取組の促進と都民からの信頼の確立 -

# (1) 食品の安全管理水準と事業者の社会的信頼の向上

事業者による自主的な安全管理に関する取組は、都民から見えにくく、評価される機会が少ないのが現状である。このため、事業者の自主的な取組により食品の安全管理が向上し、その努力が客観的に評価され、社会的信頼が得られるような施策を推進していく必要がある。

# (2) 都民の安全・安心の実感

都内で消費される食品の多くは、他の県や国外で生産・製造されたものであり、 都民にとって生産者・製造者と顔が見えない関係であることが、食に対する不安 や不信の要因の一つにもなっている。

こうした状況の中で、都民が安全・安心を実感できるようにしていくためには、 食品の生産・製造方法などの情報を積極的に提供しようとする事業者を、都民が 容易に知ることのできる制度の普及を推進する必要がある。

# <戦略的プラン1> 食品衛生自主管理認証制度を充実する

自主管理に取り組む事業者を認証し、都民がその事業者の取組を評価できる制度 の充実を図り、より一層、事業者の積極的な取組を促進する。

## (1) 制度の対象業種の拡大

より多くの事業者が制度を活用できるよう、順次、新たな事業施設ごとの認証基準の設定を行い、平成21年度までにすべての業種(食品衛生法等により許可を要する業種)へ拡大を図っていく。また、現在店舗にのみ掲示されている認証マークを製品にも表示できるルール化の検討を進め、より多くの都民がマークを目にする機会を増やすことにより、事業者の制度参加に向けた意識向上を図っていく。

# (2) 制度の普及

新たな認証基準の設定に併せて事業者向けの講習会を開催するとともに、ホームページやパンフレットの配布等により事業者への制度の普及を推進していく。また、都民向けのパンフレット作成やホームページ上で認証施設を検索できるサイトを開設することにより、都民への制度の普及と商品選択への活用を図っていく。

さらに、都と同趣旨の制度の創設に向けて、近県への働きかけを進めるなど、 広域的な連携を通じて、制度の効果を高めていく。

# (3) 制度の信頼性確保

事業者からの申請に基づく認証の審査事務を行っている「指定審査事業者」 に対し、都による外部監査を毎年確実に実施する。また、監査要領を整備し、 チェック漏れのない適切な監査を実施することにより制度の信頼性を確保する。

事業内容	計画			
【戦略的プラン1】	目標	平成17年度	18年度	19年度 ~ 21年度
○食品衛生自主管理認証制度を 充実する  (1) 対象業種の拡大 →新たな認証基準の設定  →認証申請の促進  (2) 制度の普及  →事業者への制度普及  →都民への制度普及  →他自治体との連携  (3) 制度の信頼性確保  →審査事業者への監査	すで設します。 すっか ままで での ままで での	食肉・魚介類 販売業などに 基準設定 マーク表示 ルール化の 事業者向け 都民向けパン	基準設定 の検討 説明会、HP、ハフレット、認証 における同制度 都による	順次、対象施設を拡大 21年度までにすべての施設を対象 製品へのマーク表示開始により事業 者の制度参加への意識向上 ペンフレット等による制度の普及 施設検索サイトの開設による制度の活用

# <戦略的プラン2> 生産情報提供食品事業者登録制度を促進する

農薬の使用方法など生産情報を積極的に提供している事業者を都が登録し、公表する制度を促進することにより、都民が安心して商品を選択できる施策を促進する。

# (1) 登録事業者の拡大

事業者への説明会等を通じて、都内に食品を出荷している全国の生産者・製造者へ向けて制度を展開し、約2,300の登録事業者数を目途に拡大を図っていく。また、同様の制度を設けている生産者団体や他県と制度の提携を図り、登録申請の簡素化などによる制度の促進を図っていく。

# (2) 制度の普及

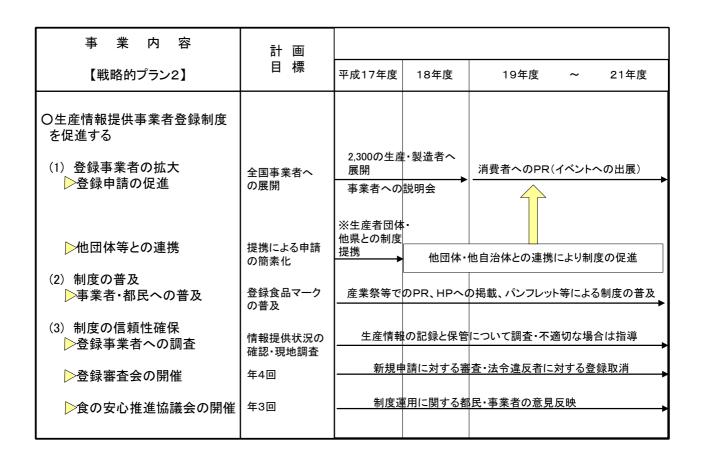
産業祭などを活用して制度のPRを図るとともに、ホームページへの掲載、パンフレット等の配布を行い、より一層多くの事業者や都民へ制度の普及を促進していく。

# (3) 制度の信頼性確保

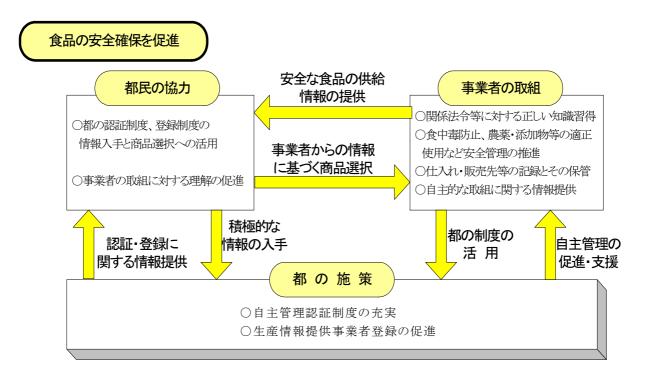
登録された事業者が適切に生産情報を提供していることを事業者のホームページなどを随時閲覧し確認する。また、事業者の事務所などを対象に現地調査を実施し、生産情報の記録とその保管状況について調査を実施する。

調査等において不適切な状況が認められた場合は、改善等を指導するととも に、法令違反者に対しては、登録審査会において審査の上、登録の取消しを行 う。

さらに、年3回開催する「食の安心推進協議会」において、制度の現況を説明し、委員である都民や事業者の代表から意見を聴きながら、制度の運用に関係者の意見反映を図っていく。



# 食品の安全確保を促進するための「関係者との協力・連携の在り方」



# 第2節 健康への悪影響の芽をキャッチして安全を先取りする

# 重点課題2 未然防止・拡大防止に力点を置いた施策の充実

# (1) 的確な情報収集と適切な対応

健康への悪影響を未然に防止するためには、まず、都自らが食品の安全に関する情報を収集し、適切に評価した上で、その結果を速やかに施策へ反映させるシステムの整備と時期を逸することなく都民に情報提供することを、基本的な施策として推進することが重要である。

# (2) 顕在化しているリスクへの迅速な対応

食品による健康への悪影響が発生した場合に、原因究明や有害食品の排除など、迅速な対応により被害の拡大を最小限にとどめることは、大消費地である東京においては重要課題であり、事故発生時に緊急対応を図る行政の体制の整備が不可欠である。

また、健康被害との関係が報告されるなどリスクが顕在化している「健康食品」については、重点的に安全対策を講じていく必要がある。

# (3) 効果的な検査、監視等の実施

現在、カロリーベースで6割を占めるに至った輸入食品の増加や法改正による規制強化により、都が実施する安全を確保するための検査、監視等の対象も増大している。

このため、今後、都が食品の安全確保を推進する上で、輸入食品をはじめ広域に流通する食品に対する効果的な検査、監視等の実施が不可欠であり、特に平成18年までに実施される農産物の残留農薬基準等の改正(ポジティブリスト制<sup>49</sup>)に対応した効果的な検査、監視等の実施は、当面の重要課題である。

また、農水産物の安全確保は、生鮮食品としてだけでなくそれらを使用する加工食品の安全確保を図る上で特に重要であることから、生産や採取段階における農薬等の適正使用対策などを積極的に推進する必要がある。

 $<sup>^{49}</sup>$  「農薬のポジティブリスト制」: 73 ページ参照

# く戦略的プラン3> 科学的知見に基づく未然防止を推進する

食品の安全に関する様々な情報を収集、分析し、それを科学的知見に基づき評価を行ったうえで、健康への悪影響を未然に防止するための施策へ反映させていく。

# (1) 食品の安全に関する情報の収集、分析

食品の安全に関する各種の調査研究を進め、食品の安全に関する情報の収集を積極的に進めていく。特に、水銀、PCB、TBTO、TPT、ダイオキシン類など有害化学物質について、都内に流通する食品や東京湾産魚介類などの汚染状況を重点的に調査していく。

# (2) 安全に関する情報の評価と都民への提供

食品の安全に関する学術情報や海外情報を収集し、必要に応じて、ホームページで提供していく。提供する情報は、学術経験者と都民で構成される食品安全情報評価委員会での評価を経た上で、都民に分かりやすい内容にして提供していく。

# (3) リスク情報に対応する施策の展開

各種の調査研究で得られた情報や学術情報、海外情報について、食品安全情報評価委員会による評価を実施する。また、食品安全情報評価委員会では、各種情報の中から、今後、特に重点的に対策を講じる必要がある情報を選定して、科学的知見から情報の評価を実施する。

都では、これらの評価結果を踏まえ、重点監視の実施や国へ基準等の整備について提案要求など、具体的な施策を展開し、健康への悪影響の未然防止を図っていく。

事業内容	計画目標	平成17年度	18年度	19年度	~	21年度
		1 100 1 7 + 100	10-12	10-12		217/2
○ 科学的知見に基づく未然防止 を推進する						
(1) 食品の安全に関する情報の 収集・分析						
→ 水銀、PCB等の有害化学物質の重点調査の実施	魚介類を中心に 化学物質の汚染 状況を分析	水銀、PCB、 一	TBTO、農薬等	<b>等の化学物質を対</b>	象に実施	<u> </u>
(2) 安全に関する情報の評価と 提供						
▶ リスク情報の提供	学術情報、海外情報を分かりやすく	情報評価委	員会の評価を	経て適宜、都民へ	情報を提	<u>}供</u>
(3) リスク情報に対応する施策の 展開	都民に提供					
▶ 情報評価委員会による評価 の活用		各種	重情報の中から	評価対象を選定し	し、評価の	)実施
0/6/17				_	<u> </u>	
			評価を	踏まえた施策の展	開	

# <戦略的プラン4>事故等発生時において的確な被害の拡大防止を図る

食品による事故等が発生した場合において、関係各局が連携し、的確な被害の拡大防止、再発防止を図っていく。

## (1) 関係各局の連携体制の構築

関係各局の連携組織である「食品安全対策推進調整会議」において緊急時に 設置される「緊急連絡会議」の基本的な運営要綱を策定し、食品による大規模 な事故等が発生した際の危機管理体制を整備する。

# (2) マニュアルの整備及び検証

食品による大規模な事故等発生に対応した各局連携マニュアルを策定し、事故発生時に指針とするとともに、適宜、訓練を実施する。

また、訓練の結果に基きマニュアルの内容を見直すとともに、必要に応じて、 現在策定されている「食中毒調査マニュアル」や「BSE対策マニュアル」の 内容等の検証を行うなど、緊急時の体制整備を図っていく。

事 業 内 容	計画					
【戦略的プラン4】	目標	平成17年度	18年度	19年度	~	21年度
<ul><li>○ 事故等発生時において的確に被害の拡大防止を図る</li><li>(1) 関係各局の連携体制の構築</li><li>(2) マニュアル等の検証</li></ul>	各局連携による 緊急体制の整備 各局連携マニュアル の整備・訓練を通 じたと検証		-・事故を想定 マニュアルの整備 ○訓練の実	マニュアル等の	<b>埃証、見直</b>	L •

# <戦略的プラン5> 輸入食品の安全を確保する

現在、国内で消費されている食品の6割(カロリーベース)と言われている輸入食品の安全確保を図っていく。

# (1) 専門監視班による監視の実施

健康安全研究センター内に設置されている輸入食品の専門監視班により、都内の輸入業、輸入食品の倉庫などを対象に、輸入食品の残留農薬、カビ毒、遺伝子組換え食品、残留抗菌性物質などについて重点的な監視指導を実施していく。

# (2) 輸出国の生産情報に基づく効果的な検査や監視の実施

輸出国における遺伝子組換え作物の栽培状況、農薬・添加物の使用方法、食品に関係する法令などの情報を収集し、適切な検査項目を設定して検査や監視指導を実施する。また、我が国で使用されていない添加物や農薬等の検査方法を開発し、輸入食品の検査を実施することにより安全の確保を図っていく。

# (3) 輸入事業者講習会の開催

食品の輸入を行っている事業者を対象に、最新の違反事例や関係法令に関する情報を提供し、輸入時における自主的な衛生管理の推進を図る。

事業内容	計画					
【単郷的プラン5】	目標	平成17年度	18年度	19年度	~	21年度
<ul><li>○ 輸入食品の安全を確保する</li><li>(1) 専門監視班による監視の実施</li></ul>	都内に流通する輸 入食品の安全確保	・輸入農	産物の残留農	・倉庫を対象に実 薬、遺伝子組換え		→
(2) 輸出国の生産情報に基づく	輸出国の実態を踏	<ul><li>輸入加</li><li>輸出国で</li></ul>	工食品の指定の     の添加物、農薬	留抗菌性物質等 外添加物 などの   	遺伝子組	
効果的な検査や監視の実施	まえた検査・監視の実施			ていない添加物の		の開発等
(3) 輸入事業者講習会の開催	輸入関係事業者の自主的な衛生管理を推進	最新の過	       	う関係の情報を摂 -	跌	<b></b>

# <戦略的プラン6> 農産物の生産段階における指導を充実する

食品流通の出発点である生産段階において、農薬の適正使用などの安全管理の徹底を図っていくため、栽培中の作物や土壌中の残留農薬分析を行い、安全な農産物の生産に関する指導を充実していく。

事業内容	計画	
【単畑各的プラン6】	目標	平成17年度 18年度 19年度 ~ 21年度
○ 農産物の生産における安全管 理を徹底する		
適正な農薬の使用方法に関す る指導を徹底	都内産農産物の 残留農薬調査	トマト、キュウリ、ナシなど主要作物の残留農薬調査の実施
	土壌残留性農薬 (ドリン系)の残留調査	ドリン系農薬を吸収するウリ科作物 のほ場の残留農薬調査

# <戦略的プラン7> 農薬のポジティブリスト制に対応した効果的な検査、監視 指導を実施する

平成 18 年 5 月までに実施される農薬のポジティブリスト制に対応し、約700 種類に上る広範な検査対象農薬の中から適切な項目を選定して効果的な検査や監 視指導を実施する。

# (1) 農薬使用の実態把握

関係自治体、卸売市場や事業者団体等を通じて、国内外の生産地における農薬の使用実態を把握し、適切な検査項目の選定を図っていく。

# (2) 使用実態に基づく効果的な検査、監視指導の実施

検査項目の選定に併せ、健康安全研究センター等における検査や監視指導の ための体制整備を図り、効果的な検査、監視指導の充実を進めていく。

事業内容	計画	
【戦略的プラン7】	目標	平成17年度 18年度 19年度 ~ 21年度
○ 農薬のポジティブリスト制に対応した効果的な検査や監視指導を実施する (1) 農薬使用の実態把握	産地情報の収集	他自治体、卸売市場、事業者団体等を通じて産地での 農薬使用実態を把握
(2) 実態に基づく効果的な検査 や監視指導の実施	重点監視等の 実施	ポジティブリスト制に対応した検査体制の整備 産地情報に対応した効果的な検査の実施 ポジティブリスト制の施行

# <戦略的プラン8> 「健康食品」による健康被害を防止する

医薬品成分を含有する中国茶による肝障害など健康被害が報告されている「健康 食品」による被害の未然防止を図っていく。

# (1) 流通市販品に対する監視指導

店頭やインターネット等を通じて販売されている市販品の調査を実施し、内容成分や表示事項を確認するとともに、関係法令に違反する製品を市場から排

除する。また、「健康食品」を取り扱う事業者を対象に講習会を実施し、関係 法令の内容や違反食品の実例を十分に説明することにより、不適切な製品の流 通防止に関する自主的な取組を促進していく。

# (2) 食品安全情報評価委員会による検討と施策への反映

「健康食品」に関する健康被害の状況や違反の状況などについて、食品安全情報評価委員会による評価を行い、今後必要とされる新たな未然防止策について検討を進める。

# (3) 危害拡大防止のための仕組みづくり

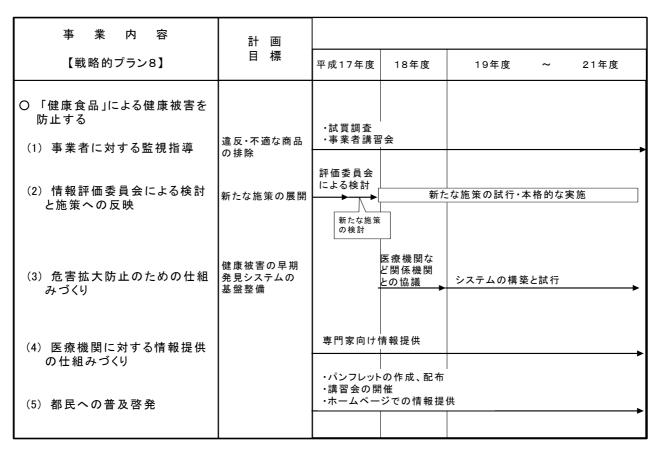
医療機関など関係機関との連携を図り、「健康食品」による健康被害を早期に 発見できるシステムの基盤を整備していく。

# (4) 医療機関に対する情報提供の仕組づくり

「健康食品」の実態や健康被害の状況などについて、医療機関など専門家に対する情報提供を行い、健康被害の早期発見とともに、適切な治療による被害の拡大防止を図っていく。

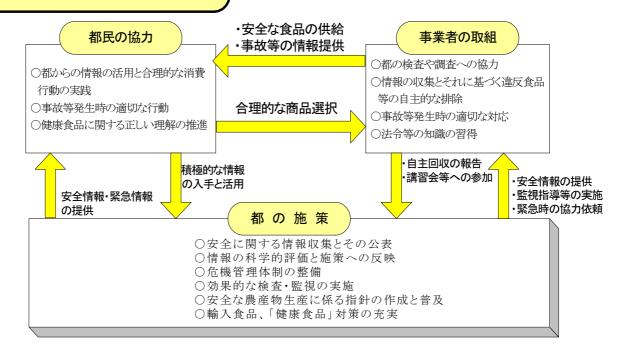
# (5) 都民への普及啓発

講習会やホームページなどを通じて、都民に「健康食品」の被害の状況や正しい摂食方法などを普及啓発し、「健康食品」に依存して適切な医療を受ける機会を失い、健康を害することがないよう注意喚起を図っていく。



# |健康への悪影響の芽をキャッチして安全を先取りするための「関係者の協力・連携の在り方」

# 健康への悪影響を防止し安全を先取り



# 重点課題3 食品の安全に関する共通認識の醸成

# (1) 食の安全に対する理解と情報共有化の推進

食品の安全を確保する上で、都、都民、事業者が相互の取組を正しく理解し、協力し合うことが最も重要なことである。こうした関係を築いていくため、まず、都民一人ひとりが、食の安全について正しく理解し考えることができるよう学習、普及啓発などの事業を充実させていく必要がある。

また、関係者が相互理解を深めるためには、情報の共有化が不可欠である。 都民が食品に関する情報を得る上で、最も身近な制度である「食品表示制度」 を活用することで、正確な情報の記載と都民による正しい理解を推進し、情報 の共有化の観点から有効に制度が機能する施策を進めていく必要がある。

# (2) 共通認識と合意形成の推進

関係者の相互理解と協力を進めるためには、行政や事業者が一方的な情報提供を行うだけではなく、関係者間で相互に情報や意見の交流を行い、共通認識や施策に対する合意形成を図っていくことが必要である。

特に、食品の安全に「絶対」はないという共通認識の下に、関係者がそれぞれの役割を担うとともに、相互の取組を理解し、協力し合うことが必要である。

現在、様々な実施主体により"リスクコミュニケーション"の取組が進められているが、その中には、単なる情報提供や意見の交換にとどまり、共通認識の醸成にまで至らないものも見受けられる。

こうしたことから、都としてリスクコミュニケーションの在り方を検討し、 関係者間での共通認識の醸成と信頼関係の確立に向けた効果的な施策を展開 していく必要がある。

# <戦略的プラン9> 食品表示を通じて正確な情報を都民へ提供する

食品表示を適切に行うことにより、事業者から都民へ正確な情報を提供するとともに、都民が食品に対する理解を深め、合理的な商品選択ができる環境づくりを進めていく。

また、都民が食品表示に関する正しい知識を得られるような普及啓発の取組を進め、食品表示を通じて事業者と都民との相互理解を促進していく。

# (1) 事業施設における「適正表示推進者の育成」

事業施設において、適切な表示を推進する核となるような人材の育成を支援していく。このため、食品衛生法、JAS法、健康増進法及び景品表示法など食品表示に関する法令を網羅した講習会を開催する。

また、頻繁に行われる制度の改正に合わせて、適正表示推進者に対するフォローアップ講習会の開催やメールマガジンにより、最新の情報を迅速に提供していく。

# (2) 都民への表示に対する正しい知識の普及

都民を対象とした学習会や学校教育の場を活用して食品表示に関する正しい知識の普及を図っていく。また、都内の各地域で販売されている食品の表示調査を依頼している「消費生活調査員」を対象に講習会を実施し、各地域への知識の浸透を進めていく。

事業内容	計画					
【戦略的プラン9】	目標	平成17年度	18年度	19年度	~	21年度
<ul><li>○ 食品表示を通じて正確な情報を提供する</li><li>(1) 事業施設における適正表示推進者の育成</li></ul>	育成講習会実施	講習会 •製造者	を開催 、輸入者、販売	様増進法、景表法が 者を対象として、 最新情報の発信 ・既受講者に対す	毎年度実	<b>達施</b>
(2)表示に対する正しい知識の 普及	消費生活調査員への研修実施都民への表示学習会の開催	食育の推済	を受ける できまる ままま ままま ままま ままま ままま ままま ままま ままま という でき はいい はい	対象の学習会や学	校	<b></b>

# <戦略的プラン 10> 一人ひとりが食品の安全を考え、理解し、行動できるようにする

地域、学校、家庭で児童から高齢者まで各年齢層に応じた「食品の安全に関する 食育」を推進していく。そのため、食育を推進するための計画を策定し、総合的な 情報提供や食育推進の核となる人材育成、さらには、交流の機会と体験型学習など の場の創出を推進していく。

事業内容	計画					
【戦略的プラン10】	目標	平成17年度	18年度	19年度	~	21年度
○ 一人ひとりが食品の安全を考え 理解し、行動できるようにする ▶食品安全に関する食育の展開	地域・学校・家庭 での実践	食育推進の計画を策定	食育推進の	る総合的な情報期 核となる人材育成 と体験型学習なと	の支援	

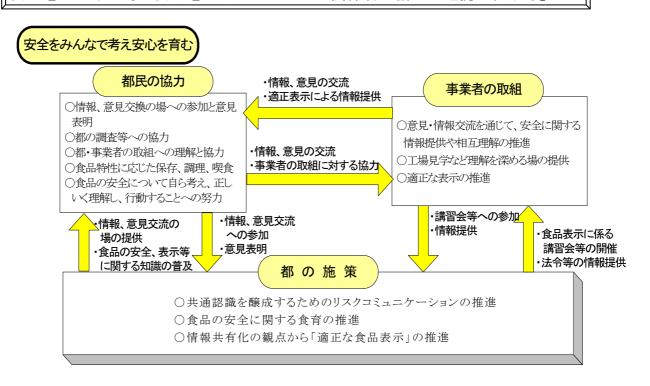
# く戦略的プラン11> 関係者の相互理解と協力に基づく安全確保を推進する

消費者と事業者が単に情報や意見の交換を行うことにとどまらず、食品の安全に 関する共通認識を醸成し、相互に理解と協力に向けて取り組むことができる「リスクコミュニケーション」の具体的な方法について都民、事業者の意見を聴きながら 検討していく。

検討結果を踏まえ、リスクコミュニケーションの取組を推進し、関係者の相互理解と協力に基づく安全確保を図っていく。

事 業 内 容	計画					
【戦略的プラン11】	目標	平成17年度	18年度	19年度	~	21年度
○ 関係者の相互理解と協力に基づく安全確保を推進する  →リスクコミュニケーションの推進	食品の安全に関する共通認識の醸成	在り方の 検討	推進·検証	関係者の共 リスクコミュ		

# 安全をみんなで考え安心をはぐくむための「関係者の協力・連携の在り方」



# 占理期

## 現状の重点課題

## 事業者の自主的な取組促進と都民の信頼確立

## 〇 安全管理水準と社会的信頼の向上

- ・事業者の取組は都民から見えにくく、評価される 機会が少ない
- ・安全水準の向上と社会的信頼が得られる施策が必要

## 〇都民の安全・安心の実感

- ・生産者と都民の顔の見えない関係が不安の一因
- ・ 生産情報を提供しようとする事業者を都民が容易に 知ることができる制度の普及が必要

## 未然防止・拡大防止に力点を置いた施策充実

## 〇 的確な情報収集と適切な対応

・食品の安全に係る情報を収集、分析し、施策へ反映させる継続的な取組が必要

## 〇 顕在化しているリスクへの迅速な対応

- ・事件、事故発生時の迅速、的確な対応を行う体制 づくりが必要
- ・「健康食品」などリスクが顕在化しているものへの 対応が必要

## 〇 効果的な検査、監視等の実施

- ・輸入食品をはじめ広域流通食品の安全確保が重要
- ・農産物の残留農薬基準の改正(ポジティブリスト制)にあわせた効果的な検査等の実施が必要
- ・農林水産物の生産・採取段階で食品の安全確保の 観点から対策の充実が必要

### 食品の安全についての共通認識の醸成

## ○ 食の安全に対する理解と情報共有化の推進

- ・都民一人ひとりが安全について正しく理解し、考 えるられることが必要
- ・情報共有化の観点から「表示制度」の活用が必要

## ○ 共通認識と合意形成の推進

情報や意見の交流による関係者間で共通認識の醸成 が重要

# 戦略的プランの概要



# 戦略的プランの具体策

# ◆ 食品の安全確保を促進させる

自主的な衛生管理の推進や生産情報の提供など条例に掲げる事業者責務の遂行を促進する施策の充実

### 都の施策

## プラン1 東京都食品衛生自主管理認証制度の充実

- ・ 対象業種の拡大 (認証基準の設定)
- ・ 制度の普及推進(食品への認証マーク表示)
- 審査事業者への指導、説明

## プラン2 東京都生産情報提供食品事業者登録事業の促進

- ・ 登録事業者の拡大
- ・ 事業の普及促進
- ・ 他団体、関東近県の同種事業との連携



## 事業者の取組 ○関係法令等の正しい知識の習得

○食中毒防止、農薬・添加物等の 適正使用など安全管理の推進

○生産・製造に係る記録と保存の促進

事業者の取組

○安全への取組に関する情報提供

都民の協力

○都の認証制度等を商品選択へ活用

○事業者の取組に対する理解の促進

都民の協力

# ◆ 健康への悪影響の芽をキャッチして安全を先取りする

生産から消費に至る安全確保と重大な健康被害のおそれがある場合に迅速・的確に対応するできる体制の確立

#### 具体的な施策

プラン3 科学的知見に基づく未然防止の推進

- ・ 調査研究の推進
- ・ 情報収集、整理(安全リポートの公表)
- 東京都食品安全情報評価委員会による評価
- ・施策への反映(必要に応じて「安全性調査」の実施)
- プラン4 事故発生時における危機管理体制の強化
- ・ 重大、大規模な危害発生時の対応マニュアル整備
- プラン5 輸入食品の安全確保
  - 輸入食品専門監視班による監視指導の実施
  - ・ 添加物使用状況など生産情報に基づく効果的な検査実施
- プラン6 農産物の生産段階での指導充実
  - 作物や土壌の残留農薬分析を通じ安全な生産方法を指導
- | プラン7農薬ポジティブリスト制に対応した検査・監視体制の整備
  - ・輸入農産物をはじめ生産情報の収集
  - ・ 情報に基づく効果的な検査等の実施
- プラン8「健康食品」による健康被害の防止
  - ・試買調査の実施、医療機関と連携した被害の早期発見
  - ・ 都民への調査結果、健康被害情報の提供

## ○ 都の調査・検査への協力

- ○違反食品等の自主的な排除
- ○法に基づく規格・基準適合の 確認
- ○安全な生産方法の積極的な
- 導入
- 〇健康食品をはじめ関係法令の 知識習得

## ○ 都の情報を活用し合理的な 消費行動の実践

○事故発生時における適切な 行動

○健康食品に関する正しい理解

# ◆ 安全をみんなで考え安心を育む

リスクコミュニケーションを通じて、都・都民・事業者が食品の安全に関する共通認識を造成し、相互協力を推進する ための基盤づくり

#### 具体的な施策

- プラン9 食品表示を通じた正確な情報提供
  - ・事業施設で核となる「適正表示推進者」の育成
  - ・ 都民へ食品表示の意味・意義に関する普及啓発
- プラン10 食の安全を考え、理解し、行動できる食育の実施
- ・食育に関する総合的な情報提供、様々な体験の場の創出
- プラン11 関係者の相互理解と協力の推進
  - ・都民、事業者等関係者によるあり方の検討
  - ・あり方の検討結果に基づくリスクコミュニケーションの推進

## 事業者の取組

## ○食品の安全に関する情報提供

- ○工場見学等、理解を深める場の 提供
- ○適正な表示の推進

#### 都民の協力

- ○情報・意見交換の場への参加と 意見表明
- ○都の調査等への協力
- 〇都・事業者の取組に対する理解 と協力
- ○食品特性に応じた保存、調理等
- 〇自ら考え、正しく理解し、行動 することへの努力